

玉川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	7,278	3,570,578	128,155	626,072	17.5	18.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

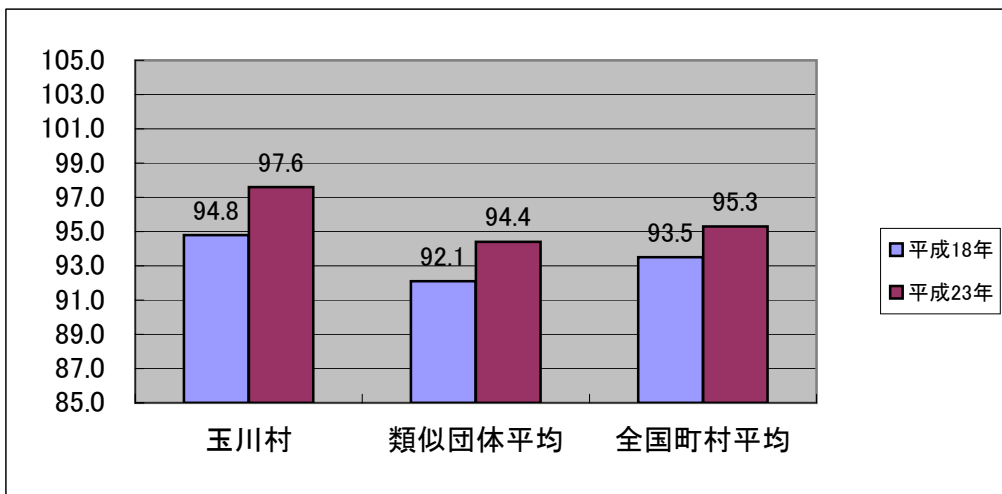
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	63	240,950	43,233	90,445	374,628	5,946	5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- 平成17年度より特殊勤務手当を廃止

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	円	月	%	%

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の 給料月額	247,900	314,900	362,800	405,500	417,700	440,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
玉川村	41.9 歳	321,700 円	373,913 円	356,397 円
福島県	44.1 歳	350,500 円	461,542 円	381,083 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	320,005 円	369,823 円	345,856 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
玉川村	— 歳	1	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち調理員	— 歳	1	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
福島県	52.3 歳	351	371,100 円	432,258 円	392,803 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	48.7 歳	7	277,692 円	296,230 円	288,237 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玉川村	— 円	— 円	—
うち調理員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18～20年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉川村	41.3 歳	311,900 円	339,825 円
福島県	45.7 歳	401,500 円	440,516 円
類似団体	44.2 歳	318,746 円	338,573 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 技能労務職については、対象職員が1名のため、掲載していない。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		玉川村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	155,250 円	—
	中学卒	135,300 円	139,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

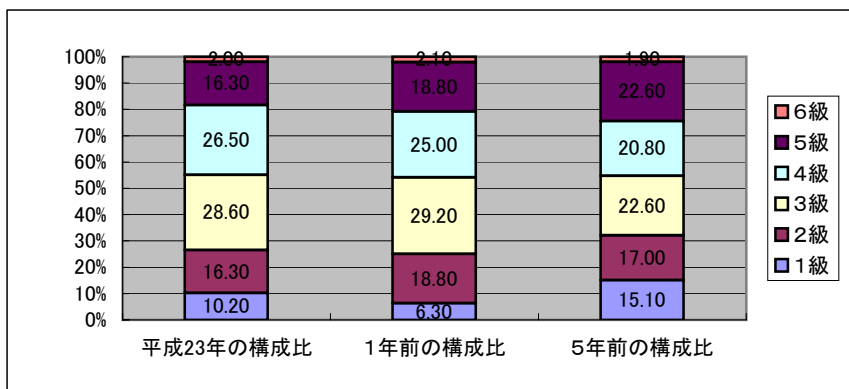
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,400 円	327,600 円	375,900 円
	高校卒	241,600 円	279,600 円	311,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、主事補	5人	10.2%
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	8	16.3
3級	係長、主査	14	28.6
4級	課長補佐、主任主査	13	26.5
5級	課長、政策主幹、主幹	8	16.3
6級	参事、総務課長	1	2.0

- (注) 1 玉川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- ①昇給の実施時期
平成23年1月1日
- ②勤務成績の証明
未実施

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉川村	福島県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,417 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,608 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

玉川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職者に係る 特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職者に係る 特例措置(2～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	24,815 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	—	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	—	%	
手当の種類(手当数)	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	18,197 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	380 千円
支給実績(21年度決算)	11,020 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	230 千円

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者無 11,000円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ	—	8,882 千円	241 千円
住居手当	借家 家賃月額9,500円以上で100円～27,000円	異なる	家賃12,000円以上	3,222 千円	323 千円
通勤手当	交通機関利用 61,000円まで全額。61,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を61,000円に加算	異なる	運賃55,000円以下	2,953 千円	58 千円
	自家用車等利用 通勤距離に応じて2,300円～45,800円		2,000円～24,500円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 課長 給料月額10% 主幹 給料月額の7% 課長補佐 給料月額の5%	異なる	官職を1～5種に区分し、定額	7,371 千円	351 千円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上) 月額23,000円～45,000円	同じ	—	0 千円	0 千円
宿日直手当	日直により休日に勤務したとき 1回につき4,200円	異なる	医師等の宿日直手当あり	1,076 千円	17 千円
寒冷地手当	11月～3月まで支給 世帯主で扶養あり 17,800円 世帯主で扶養なし 10,200円 その他 7,360円	同じ	月額7,360円～26,380円	4,397 千円	64 千円

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村 長	758,000 円 (758,000 円)		(参考)類似団体における最高/最低額			
	副村長	607,000 円 (607,000 円)		870,000 円	/	523,000 円	
	収入役	- 円 (- 円)		666,000 円	/	265,500 円	
報 酬	議 長	288,800 円 (304,000 円)		355,000 円	/	198,000 円	
	副村長	227,100 円 (239,000 円)		316,000 円	/	155,000 円	
	議 員	211,900 円 (223,000 円)		301,000 円	/	131,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長 収 入 役	(22年度支給割合) 2.90 月分					
	議 長 副 村 長 議 員	(22年度支給割合) 2.90 月分					
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	備 考	給料月額 × 在職期間 × 支給率		0.48	17,465 千円	任期毎	
		給料月額 × 在職期間 × 支給率		0.29	8,450 千円	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

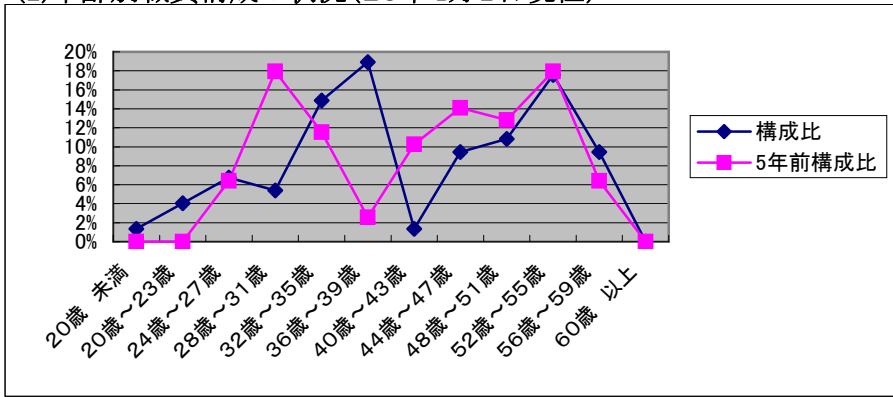
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	業務増による
		総 務	17	17	0	
		税 務	4	4	0	
		民 生	12	13	1	
衛 生		4	4	0		
農 水		5	5	0		
商 工 土 木		0	0	0		
計	48	49	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 97.71 人)		
教 育 部 門	16	16	0			
小 計	64	65	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.26 人)		
公 営 企 業 部 門	水 道	2	2	0	業務増による	
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	6	7	1		
	小 計	9	10	1		
合 計		73	75	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.05 人	
		[92]	[92]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	3人	5人	4人	11人	14人	1人	7人	8人	13人	7人	0人	74人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	58	55	50	49	48	49	▲ 9 (-15.6%)
教育	14	15	15	16	16	16	2 (14.3%)
普通会計計	72	70	65	65	64	65	▲ 7 (-9.8%)
公営企業等会計計	7	8	10	9	9	10	3 (42.9%)
総合計	79	78	75	74	73	75	▲ 4 (-5.1%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。